

介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントに関する重要事項説明書

あなた（または、あなたのご家族）が利用しようと考えている介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務について、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を説明しますので、わからないこと、わかりにくいことなどがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」第4条の規定に基づき、ご利用者にあらかじめ説明しなければならない内容を示したものです。

1 この契約の趣旨について

- 「要支援1」「要支援2」の認定を受けられた方または事業対象者の方は、各種の介護予防サービス等を利用できるようになります。
- また、介護予防サービス等の利用にあたっては、「介護予防サービス・支援計画」作成等を行う必要がありますが、泉南市では、指定介護予防支援事業者の指定を受けた地域包括支援センター（以下「センター」という。）又は指定介護予防支援事業者があなたと契約を締結して作成することになっています（事情により、センターが指定居宅介護支援事業者（以下「事業者」という。）に委託を行う場合もあります。）。

2 あなたを担当するセンター

センター名称	泉南市地域包括支援センター六尾の郷	
代表者	理事長 飯尾 弘一	
管理者		
所在地	泉南市信達金熊寺130番地	
担当者名 電話番号		電話072-484-8668 FAX072-484-8664
受付時間	8:30～17:30	
職員体制	保健師等(3名)・社会福祉士等(1名)・主任介護支援専門員(2名) 介護支援専門員(1名)	
サービス提供 実施地域	泉南市内 生活圏域 A地区・B地区	

3 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント（介護予防プラン作成等）を行う事業所

- ① 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントをセンターから受託する事業者について

事業者の名称	
代表者名	

所在地 (連絡先)	
--------------	--

② 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する事業所について

事業所の名称		介護保険指定事業所番号	
代表者名			
所在地			
担当者名		電話 FAX	
営業日		営業時間	

4 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの内容および利用料等

介護予防支援の内容	提供方法	介護保険等適用の有・無	1ヶ月当たりの利用料
①介護予防サービス・支援計画の作成	契約書別紙に掲げる「介護予防支援等業務の実施方法等について」を参照ください。	①～⑦は、一連業務として介護保険又は第一号事業支給費の対象となるものです。	無 料
②サービス事業者等との連絡調整			
③サービス実施状況の把握、評価			
④利用者状況の把握			
⑤給付管理			
⑥要介護認定等の申請に対する協力、援助			
⑦相談業務			

【利用料】

- ※ 要支援1・2の認定を受けられた方または事業対象者の方は、介護予防サービス・支援計画に係る費用は、介護保険又は第一号事業支給費から全額給付されるので自己負担はありません（無料）。また、生活保護法の規定による介護扶助の適用者となる場合も、利用料は不要です。
- ※ ただし、介護保険が適用される場合であっても、利用者の保険料滞納状況等により、法定代理受領ができない場合があります。

5 利用者の居宅への訪問頻度のめやす

センターの担当職員（または介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを提供する事業所（以下、「事業所」という。）の介護支援専門員）が利用者の状況把握のため、利用者の居宅に訪問する頻度は、おおむね3月に1回となります（サービスの提供を開始する月、提供開始月の翌月から起算して3月に1回などがめやすになります。）が、利用者の承諾、サービス担当者会議等での合意を得て、利用者の状態が安定していること、

利用者がテレビ電話装置等を介して意思疎通ができること（家族のサポートがある場合も含む。）、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは収集できない情報について、他のサービス事業者との連携により情報を収集できる場合は、利用者の居宅に訪問する頻度は、おおむね6月に1回となります（サービスの提供を開始する月、提供開始月の翌月から起算して6月に1回などがめやすになります。）。

但し、上記の回数以外にも、利用者からの依頼や介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務の遂行に不可欠と認められる場合で利用者の承諾を得た場合には、利用者の居宅を訪問することができます。

6 秘密の保持と個人情報の保護について

①利用者及びその家族に関する秘密の保持について

センター及びその職員並びに事業者及びその職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。この秘密を保持する義務は、契約が終了した後も継続します。

②個人情報の保護について

センター及び事業者は、利用者からあらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議において、利用者の個人情報を用いません。また、利用者の家族の個人情報についても、あらかじめ文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議で利用者の家族の個人情報を用いません。

センター及び事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意を持って管理し、また、処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。

7 事故発生時の対応について

センター及び事業者は、介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供にあたって事故が発生した場合には、利用者及び泉南市の窓口に連絡を行うとともに、必要な措置を行います。

8 衛生管理等について

センター及び事業者において感染症が発生し、又はまん延しないように、次に掲げる措置を講じます。

- ①センター及び事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底しています。
- ②センター及び事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備しています。
- ③従業員に対し、感染症の予防及びまん延防止のための研修及び訓練を定期的実施します。

9 業務継続計画の策定等について

- ①感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従って必要な措置を講じます。
- ②従業員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定

期的に実施します。

- ③定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行います。

10 身体的拘束等について

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならないこととし、身体的拘束を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

11 高齢者虐待防止について

センター及び事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止について次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- ①研修等を通じて、従業者の人権意識の向上や知識・技術の向上に努めます。
- ②個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努めます。
- ③従業者が支援にあたっての悩みや苦勞を相談できる体制を整えるほか、従業者が利用者等の権利擁護に努める環境の整備に努めます。

12 介護予防支援及び介護予防ケアマネジメント業務に関する相談・苦情について

【地域包括支援センターの窓口】 泉南市地域包括支援センター 六尾の郷	所在地 泉南市信達金熊寺130番地 電話番号 072-484-8668 FAX 072-484-8664 受付時間 8:30~17:30(月~金)
【泉南市の窓口】 泉南市 福祉保険部 長寿社会推進課	所在地 泉南市樽井一丁目1番1号 電話番号 072-483-8251 FAX 072-483-6477 受付時間 9:00~17:30(月~金)
【事業者の窓口】 泉南市地域包括支援センター 六尾の郷	所在地 泉南市信達金熊寺130番地 電話番号 072-484-8668 FAX 072-484-8664 受付時間 8:30~17:30(月~金)
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会	所在地 大阪府中央区常磐町1-3-8 電話番号 06-6949-5418 受付時間 9:00~17:00

13 重要事項の説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	令和	年	月	日
-----------------	----	---	---	---

上記内容について、「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効率的な支援の方法に関する基準」第4条の規定に基づき、利用者に説明を行いました。

センター

センターの名称 泉南市地域包括支援センター六尾の郷
住 所 大阪府泉南市信達金熊寺130番地
代表者名 理事長 飯尾 弘一
管理者
説明者 印

事業者

事業所名
説明者氏名 印

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者

住 所 泉南市

氏 名 印

※自署又は記名押印

上記代理人 (代理人を選定した場合)

住 所

氏 名 印